

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 民事執行・保全法 (旧) 特殊民事訴訟	後期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	日野 佳弘

授業目的	<p>法曹実務（特に弁護士）において、民事関係の法的処理に必須の知識を学ぶものであり、法曹実務家を目指すには必要で、司法試験でも問われるから履修しておく必要がある。</p> <p>民事関係の処理では、先ず保全手続により権利実現の確実性を図り、次に訴訟手続により債務名義を形成し、最後に執行手続により権利の実現を達成するが、この一連の過程を学び、保全手続の重要性を認識させて、実務に強い法曹養成を期す。</p> <p>更に、近時事件数が多数となっている倒産法関係において、法曹実務として最低限必要とされる知識を学ばせて、適切な事案処理が出来る法曹に育てる。</p>
------	---

達成目標	<p>民法などの基本科目で学ぶ基礎理論を実務で生かして問題処理を行う場合に、実務上必要とされる知識を学んで問題処理能力を養うものであるが、その知識自体は、基本的なものである。</p> <p>先ず債務名義とは何かを知り、債務名義を得たとして、その権利実現のために行う民事執行手続を学ぶ。到達目標としては、民事執行に必要な手続と実務で問題となる民事執行事例を学び、それにより、執行面を考慮した全体的処理能力の養成を期す。</p> <p>次に保全手続であるが、これは依頼者に問題が発生し、それを弁護士に相談した時、弁護士としては、相談者の要求を確実性あるものとするには先ずどのような保全手続が必要であるか、その緊急性の度合いを判断し、実質的には、法曹実務では保全手続が最も重要で有効なものであることを学ぶ。</p> <p>実務界では多数の倒産事案が発生しており、破産手続、民事再生手続、会社更生法等の清算型、再生型諸手続の採用基準を中心に、倒産法関係において、実務で最低限必要とされる知識を学び、依頼者の状況に最も適切な手続選択能力を養成する。</p>
------	---

授業計画と予習事項	回数	各回タイトル(テキスト範囲)	授業内容 (2~3行)、予習基本事項 (1~2行、予習文献1~2) 全体各回3~5行程度
	1	民事執行 民事執行総論 執行機関(執行官) 債務名義 請求異議の訴え	民事執行の総論(全体像)及び債務名義とは何か、執行機関及び執行官を学ぶ。 判決と同一効力を持つもの、公証役場が行う業務内容を学び、請求異議の訴えの重要性を学ぶ 予習 テキスト 3~39頁を読んでおく
2	民事執行 (承継)執行文、担保権実行 総論、民事執行各論、金銭執行と担保権の実行、第三者異議の訴え、財産開示手続	執行文の必要性と承継執行文の意義を学ぶ 担保権を実行する要件(期限の利益の喪失等) 金銭執行と責任財産について学ぶ 第三者異議の訴えの意義を学ぶ 財産開示手続の有効度を学ぶ 予習 テキスト 39~87頁を読んでおく	
3	民事執行 不動産競売手続、用益権の消長、土地利用権、現況調査、一括売却、物件明細書	不動産競売手続に関連して、用益権の消長、競売を機に発生する土地利用権を見て、競売手続における現地調査の必要性、売却基準価格決定方法、一括売却の必要性、物件明細書の重要性等を学ぶ 予習 テキスト 88~131頁を読んでおく	
4	民事執行 不動産競売手続、売却方法、買受人の権利義務、引渡命令、配当、競売妨害及び執行妨害対策、強制管理と収益執行	不動産競売における売却方法を学び、買受人の権利義務及び引渡命令による明渡請求権利実現方法を学ぶ。配当手続を概観し、競売妨害及び執行妨害対策を学ぶ。次に、強制管理を見て、近時法改正により創設された担保権者の権利実現方法としての担保不動産収益執行を学ぶ 予習 テキスト 132~204頁を読んでおく	
5	民事執行 船舶執行と船舶競売、動産執行と動産競売、債権執行、差押禁止債権、	船舶執行と船舶競売を概観して、動産執行と動産競売における注意点を見て、債権執行対象と差押禁止債権及び禁止範囲の変更(扶養義務の履行なら給料の2分の1まで差押可)などを学ぶ 予習 テキスト 205~252頁を読んでおく	
6	民事執行 物上代位権、代替執行、間接強制、不作為義務の強制執行、意思表示の擬制	物上代位権の権利行使方法を学び、非金銭執行として、代替執行、間接強制、不作為義務の強制執行、意思表示の擬制等の各方法と採用基準を検討する。幼児の引渡請求の実現方法は？ 予習 テキスト 253~302頁を読んでおく	
7	民事保全 民事保全制度の特徴と重要性、保全手続の概観、担保の必要性、保全執行	依頼者から相談を受けて、最初に考慮すべきことは、権利実現の確実性を図ることであり、民事保全の重要性と特徴を学ぶ。保全手続を概観し、審理方法、担保の必要性、保全執行の注意点等を学ぶ 予習 テキスト 309~312頁を読んでおく テキストで不足分はレジメを配布する	

8	民事保全 仮差押手続	金銭の支払を請求する場合に、権利実現の確実性を求めるには、相手方財産に対して、仮差押手続を履行する。その必要性、重要性を学び、権利実現は相手方資力の有無に左右される現実を学ぶ 予習 テキスト 313～330頁を読んでおく テキストで不足分はレジメを配布する
9	民事保全 係争物に関する仮処分	不動産に関する登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分と建物収去土地明渡請求権を保全するための処分禁止の仮処分 実務では、訴訟提起前にかかなりの割合で上記保全手続を行うので、その重要性を学ぶ 予習 テキスト 331～354頁を読んでおく テキストで不足分はレジメを配布する
10	民事保全 係争物に関する仮処分 仮の地位を定める仮処分	係争物に関する仮処分の内の占有移転禁止の仮処分を学ぶ 仮の地位を定める仮処分の内の抵当権実行禁止の仮処分、金員仮払いの仮処分を学ぶ テキストで不足分はレジメを配布する
11	民事保全 仮の地位を定める仮処分	係争物に関する仮処分の内の、通行妨害禁止仮処分、(日照被害を理由等の)建築等禁止の仮処分、動産引渡の仮処分、会社関係訴訟に関する諸問題 テキストで不足分はレジメを配布する
12	民事保全 仮の地位を定める仮処分	仮処分命令応用編 暴力団事務所使用禁止事例、街宣活動禁止事例、債権不当取立行為禁止事例、ストーカー行為禁止事例等 テキストで不足分はレジメを配布する
13	倒産法関係	貸借対照表・損益計算書の見方、債務超過状況把握のポイント、再生型手続・清算型手続選別のポイント レジメ配布予定
14	倒産法関係	清算型手続 破産法 破産の意味、免責の意味、個人破産(サラ金破産)、法人破産、破産管財業務について(破産管財人) 会社法上の特別清算、特定調停手続、私的整理 各手続のメリット・デメリット レジメ配布予定
15	倒産法関係	再生型手続 民事再生法、個人再生手続、会社更生法、産業再生機構、私的整理(債権放棄協定)各手続のメリット・デメリット レジメ配布予定
16	定期試験	定期試験を実施する。
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外)自習事項	原則として講義形式で行う。事前にテキスト及び事前配布レジメの指示された箇所を読んでおくこと。実際の授業では、理解せねばならない重要ポイントを中心に講義し、その他覚えねばならない箇所、キーワードも指摘していくので、各自その箇所に赤線を引いていく。速いスピードで進行していくので、予習せずに講義を聴くと、よく意味も分からずに過ぎていってしまう危険がある。	
評価方法と評価基準(期末試験・レポート・ディベート等)	定期試験の成績を50～60%、起案・中間テスト等の評価を40～50%として総合評価する。 第6回講義終了時にレポート課題1回予定。	
テキスト 独自教材	わかりやすい民事執行法・民事保全法 生熊長幸著 成文堂	
参考書		